

# 四万十市 地域おこし協力隊 募集要項

(天体観測・地域資源活用)

(C)四万十天文台

【高知県四万十市西土佐総合支所 地域企画課】

## 1 募集の目的

日本最後の清流四万十川の畔にあるホテル星羅四万十（指定管理者制度導入した四万十市の施設）を活動の拠点に、地域資源である星空（天体観望会のガイドとして）、自然、食材及び観光関連施設等を活用し、四万十市の西土佐地域への来訪者と交流人口の拡大を図り、波及効果として地域経済の活性化につなげることを目的とします。その取り組みを推進するため地域おこし協力隊を募集します。

## 2 活動地域

四万十市西土佐地域

四万十市の北部に位置する西土佐地域は、四万十川の中流域に位置し、夜には星空が輝き旧環境庁より「星空の街」として認定を受けています。また、四万十川に代表される豊かな自然にも恵まれ、カヌーやキャンプ、BBQなどの体験、鮎やカニ、ウナギ漁、農作物の生産が盛んな地域です。

## 3 募集人員 若干名

## 4 主な業務内容

- ① 天体観望会ガイドアシスタント（後継者）及び「星空の街」西土佐のPR
- ② 西土佐地域の観光関連施設等との連携による周遊プラン及び宿泊プランの企画立案
- ③ ホテル星羅四万十の接客を通じて、①の業務を行い施設利用の満足度向上を図る取り組み



#### 4 募集対象

下記(1)～(10)の全ての要件を満たす方

- (1) 星空に興味がある方で天文学検定 3 級程度の知識がある、星座の一等星の名前が分かる、星空案内人（有資格者）、いずれかに該当する方。
- (2) 中山間地域の地域協力活動に意欲があり、都市地域等※から、四万十市内の配属地域へ住民票を異動させて生活できる方
- (3) ホテルフロント業務やガイドとして利用者等へ明るく丁寧な対応ができる方
- (4) 任期終了後も本市の中山間地域に引続き定住する意志のある方
- (5) 心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- (6) 普通自動車免許を取得している方
- (7) 活動に際して市の条例や規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- (8) 土日及び祝日、夜間の勤務に対応できる方
- (9) パソコンを使用できる方（HP、SNS 等による情報発信ができる方）
- (10) 地方公務員法第 16 条※に規定する一般職員の欠格事項に該当しない方

※(2)の「都市地域等」とは、条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の他 2 法に指定された地域）を有しない市町村及び政令指定都市内のうち上記条件不利地域外の地域をいいます。

※(10)の地方公務員法第 16 条の規定とは、例えば、ご自身が「成年被後見人又は非保佐人」に該当する場合は、募集対象から外れます（他にも欠格事項の規定有り）。

#### 5 担当地域、住居、任命予定日等

担当地域	住居 ※1	任命予定日 ※2	事務所
西土佐地域	西土佐江川	令和 3 年 10 月 1 日	ホテル星羅四万十

※1 担当地域内の市住宅を提供します。

※2 仕事の引継ぎ等の理由により任用予定日の着任が困難な場合は、任命日について相談に応じます。

#### 6 勤務日数及び勤務時間

- (1) 勤務日数：原則週 4 日（月 16 日）
- (2) 勤務時間：13 時 45 分から 22 時 00 分（1 日 7 時間 15 分、週 29 時間）
  - ※天体観望会ガイドが業務となるため、お昼から夜の勤務がメインとなります。
  - ※土日等の勤務は、月勤務時間内で調整します。
  - ※所定の月の労働日数又は労働時間を下回った場合は、その分減額となります。
  - ※年次休暇があります。

#### 7 雇用形態及び期間

- (1) 四万十市の会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号）として四万十市長が任命します。
- (2) 初年度の任命期間は、任命日から令和 4 年 3 月 31 日までです。次年度からは年度毎に任命でき

るものとし、最長で3カ年までです。

- (3) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、任命期間中であってもその職を解くことがあります。

## 8 報酬（※令和3年4月1日現在）

月額 163,447円～166,516円

賞与有（条件を満たした場合）

通勤手当有り（条件を満たした場合）

※時間外手当、退職手当等は支給しません。

## 9 待遇及び福利厚生

- (1) 居住地として市が所有する住宅に居住してもらいます。協力隊員の期間は無償で貸与します。水道光熱費等は個人負担です。
- (2) 健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
- (3) 年次休暇等は市の条例規則を適用します。
- (4) 中山間地域での生活や通勤の移動手段として自家用車等の持込をお勧めします。

## 10 定住支援

- (1) 休暇日等で業務に支障がなければ、兼業を認めます。週3日の休日を有効に活用し、定住に向けて農林業従事、起業に挑戦するなど有効に活用してください。  
※ホテル星羅四万十及び四万十天文台を指定管理者制度により運営する(株)しまんと企画において、任期終了後、従業員として採用を計画しています（別途面接等を実施）。
- (2) 協力隊が任期後に四万十市内に定住するため、市内で起業に要する経費に対して補助金制度（上限100万円）があります。

## 11 応募手続

- (1) 応募受付期間

**令和3年6月1日（火）から令和3年7月16日（金）必着**

郵送又はメールで受け付けます。尚、提出された書類は返却しません。

- (2) 提出書類

### ■郵送の場合

- ・履歴書（市販のもので可。写真添付）※簡単な応募動機をつけること（別紙可、氏名記入）。
- ・作文（A4で書式自由、印字可）※作文にも最初に住所と氏名をつけてください。  
題材：「協力隊として西土佐地域のために3年間の活動でしてみたいこと」  
文字数：1,000文字程度

### ■メール応募の規則（提出内容は郵送の場合と同じ）

- ・メールの表題は「四万十市地域おこし協力隊応募（氏名）」をお願いします。
- ・例）四万十市地域おこし協力隊応募（四万十 太郎）

- ・履歴書、作文ともに docx 形式で作成してください。
- ・顔写真は j pg 形式で送ってください。
- ・データ添付の際は合計容量を 3MB 以内にしてください。

(備考)

メール応募後に送信不良などのエラーメッセージが届いていないかの確認をお願いします。応募メールが届いてから、担当者より 3 日以内に受領連絡をいたします。担当者より連絡がない場合は、お手数ですが募集要項の問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

(3) 申込・お問合せ先

〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎 2445-2

四万十市西土佐総合支所 地域企画課 地域振興係 (担当：稲田)

電話 0880-52-1111 メールアドレス：[n-tiiki@city.shimanto.lg.jp](mailto:n-tiiki@city.shimanto.lg.jp)

## 1 2 選考

(1) 第 1 次選考

書類選考のうえ、結果を 7 月末までに応募者全員に文書で通知します。

(2) 第 2 次選考

第 1 次選考合格者を対象に 8 月上旬に第 2 次選考試験 (面接) を行います。日時及び会場等の詳細については、1 次選考結果の通知の際にお知らせします。

なお、第 2 次選考のための必要な交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(3) 選考結果の通知

選考の結果については、8 月下旬までに文書で全員に通知します。

※住民票の異動は必ず任命日以降に行ってください。それ以前に住所を移動させると応募対象者でなくなり、採用を取り消すことがあります。

(4) 現地説明等

試験前に現地説明などを受けたい場合は、個別に現地案内や関係者の話を聞くことも可能です。

## 1 3 その他

勤務条件等 (上記 6・7・8・9) は令和 3 年 4 月 1 日のものであり、今後条例等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。